滋賀県観光事業審議会開催のお知らせ

滋賀県附属機関設置条例に基づき、観光事業に関する重要事項について審議するため、下記のとおり滋賀県観光事業審議会を開催します。

傍聴を希望される方は、下記の手続にしたがって傍聴をすることができます。

- 日 時 平成30年10月16日(火)9:30~11:30
- 場 所 大津合同庁舎7階 7-A会議室 (滋賀県大津市松本1丁目2-1)
- 内容 1. 平成 29 年度滋賀県「観光交流」振興指針アクションプラン 対象事業の評価について
 - 2. 「『健康しが』ツーリズムビジョン2022」(滋賀県「観光 交流」振興指針)(素案)について
- 傍聴者の定員 5名
- 傍聴の手続 傍聴を希望される方は、上記の開催時刻までに、直接会場へお越しください。受付開始時刻は、当日9時10分からです。 会場で受付をしますので、住所と氏名のご記入をお願いします。 傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順となります。
- 議事録の公開 会議の開催結果については、開催後30日以内に県庁県民情報 室に議事録概要を備え付け、公開する予定です。 また、県のホームページにも掲載する予定です。
- 問い合わせ先 滋賀県商工観光労働部 観光交流局 観光政策室 電話 077-528-3740 FAX 077-521-5030